融資が調停の〝ミソ〟

実質的な補償の増額

不知火海沿岸漁民と新日窒水俣工場の紛争を平和的に解決しようと、昨一月末から調停に乗り出した「水俣病紛争調停委員会」は、難航をかさねたすえ、十六日朝調停案の作成にこぎつけた。調停案の提示で、円満妥結のカギは県漁連と新日窒両当事者に渡された形になったが、これが解決すれば、水俣病問題は二十八年の第一号患者発生いらい六年ぶりに一応の終止符が打たれることになる。

解説

○…委員会の調停が難航したのは、水俣病の原因に対する両当事者の基本的考え方が全く違い、したがって、そこから出される双方の主張があまりにもかけ離れていたためである。

会社側は水俣病の原因が工場排水にあるとの科学的結論がまだ出ていないとの理由で、最初〝ゼロ回答〟の固さであり、いっぽう県漁連は〝科学陣や行政当局の正式発表はなくても、病気の原因が工場にあるのは事実だ〟との態度で、はじめ〝損害額二千五億円〟の数字を出した。この二つの考えをめぐって、委員会内部も意見が対立したもようであるが、大勢としては漁連の考えに傾き〝社会的事実として、会社が責任を負うべきだ〟との態度で調停を進めたといわれる。

○…会社側の態度が固かった背景には、会社の内部事情や同業者の圧力などもかなり作用していたもよう。

さる八月、会社が水俣市漁協に三千五百万円の補償金を出したときにも、吉岡社長は株主から突き上げられ、また日本化学工業協会あたりからは〝同業者の補償相場をつりあげる金額だ〟との文句が出たらしい。このことを裏書きするように、吉岡社長は熊本に来たとき〝漁民からは追られ、同業者からは叱られ、新日窒はまるでサンドイッチ同然だ〟とこぼしていた。

つまり〝補償金をいくらか出すのはかまわないが、問題の事情がそれを許さぬ〟という気持ちが相当強く働いていたようだ。

○…この事情を東京で察知した寺本知事は、漁業補償プラスアルファーの方法を考え、プラスアルファーを〝漁民の立ち上がり資金〟として、会社が漁民に融資するよう調停案に盛り込んだ。会社側には同業者へのいいわけの道をつくってやり、同時に漁民へは実質的補償の増額になるというわけ。この立ち上がり資金は、会社側では〝三千五百万円以上は出せぬ〟といっていたが、調停案では六千五百万円になった。つまり実質的漁業補償を〝何とか一億円までこぎつけよう〟という知事の苦肉の策であり、これが今回の調停案の一つのミソともいえそうだ。

しかし知事が十六日語ったところによると、水俣市に隣接する鹿児島県の米ノ津など五つの漁協が補償を要求、同県から寺本知事に協力方を要望しているといわれ、会社側も当分はこの問題で頭を悩まさざるをえないようだ。

○…だが、問題はむしろ県漁連の方にある。最初の要求額二千五億円は農林統計などの客観的資料からかなりかけ離れた多額のものだった。委員会の要望で再検討の結果、これを九億八千万円にさげ、さらに最近では二億円まで譲歩してもよいとの動きをみせた。その間、末端漁民のなかには県漁連幹部の態度軟化を激しく攻撃、幹部不信任の声が強まった。

調停案に示されたものは、この二億円の半分であり、うち六千五百万円はいわば会社からの借金である。また一時金三千五百万円のうち、一千万円は新日窒水俣工場への乱入事件で工場の施設をこわした賠償金として会社に返さねばならず、残る二千五百万円を不知火海沿岸漁民七千人で割れば、一人当たり三千五百余円にしかならぬ。県漁連幹部がこの金額で末端漁民をどう説得するかが調停成否の大きなカギになっている。

もっとも、年の瀬が近まっていることではあり、この調停案に〝不知火海の浄化〟などの付帯条件をつけて県漁連が妥結に踏み切る予想もたてられる。

○…患者補償は調停の途中で会社側に譲歩の色がみられ、すでにさる七日、七千四百万円の線が委員会から会社に内示されたといわれる。そのさい吉岡社長は〝私の考えていたものとあまり違わない〟と寺本知事に伝えたもようで、患者側さえこれで納得すれば問題はないようだ。

（南）